

緑地保全制度の適用について

資料

平成 22 年 1 月 25 日

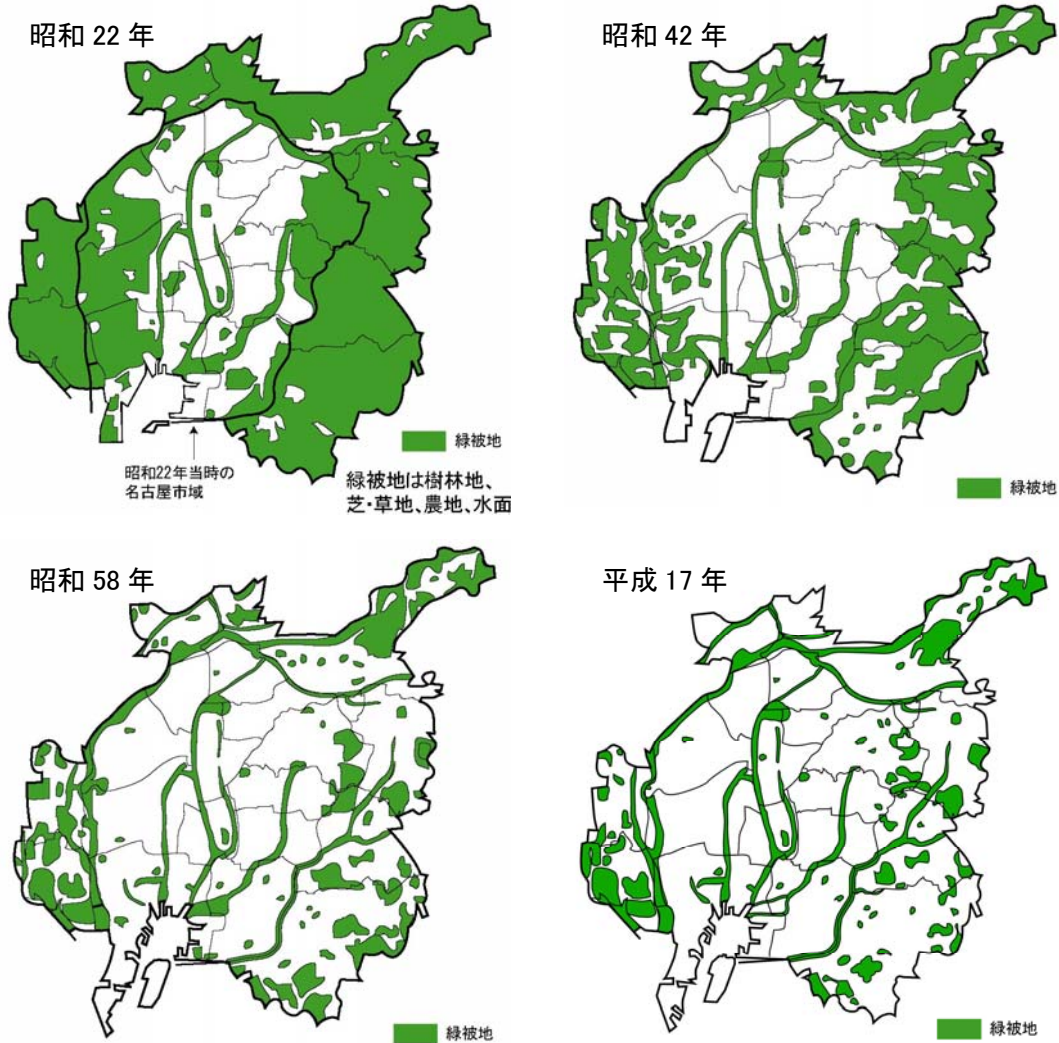
名古屋市緑の審議会

目次

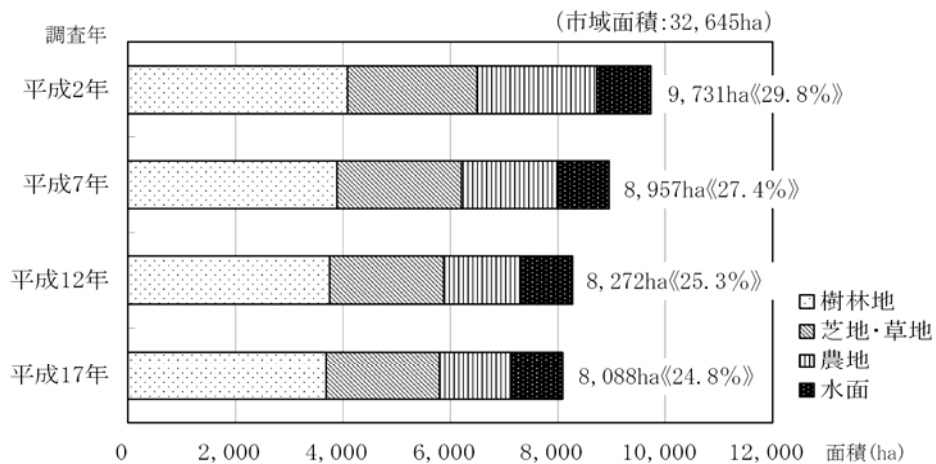
1. 平成 17 年緑被率調査結果	1
2. 保全すべき樹林地の抽出	6
2-1 保全すべき樹林地（1ha 以上）	6
2-2 保全すべき樹林地（1ha 未満）	9
3. 東海丘陵要素植物	10
4. 緑地保全地域と風致地区における行為の規制又は措置の基準の比較	11
5. 緑地保全制度の比較	12
6. 特別緑地保全地区の指定状況	13

1. 平成 17 年緑被率調査結果

緑被地の変遷



緑被率の推移



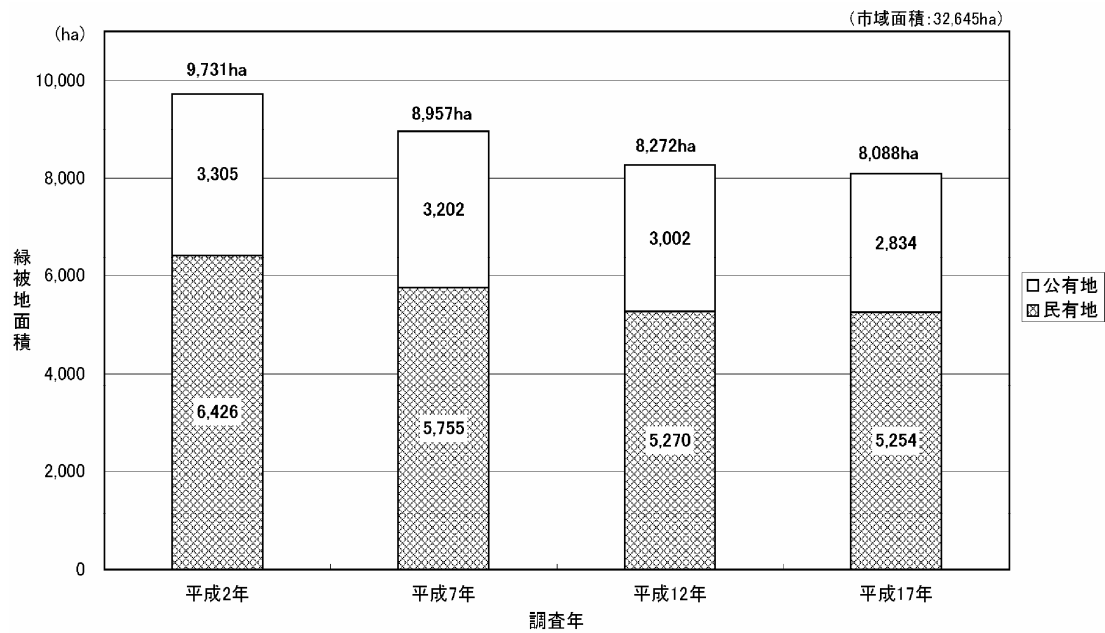
※ 本市における緑被率の定義: 樹木、草・芝等で被覆された土地、農地及び水面の合計面積が、市域面積に占める割合

※ デジタルマッピング手法により 10 m²以上の緑被地を抽出

緑被種別ごとの内訳

緑被種別	項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成2年 →平成17年
高木	面積	3,024ha	2,887ha	2,720ha	2,698ha	-326ha
	緑被率	9.3%	8.8%	8.3%	8.3%	-1.0ポイント
低木	面積	754ha	690ha	732ha	698ha	-56ha
	緑被率	2.3%	2.1%	2.3%	2.1%	-0.2ポイント
竹林	面積	195ha	149ha	124ha	115ha	-80ha
	緑被率	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	-0.2ポイント
街路樹高木	面積	83ha	124ha	138ha	137ha	+54ha
	緑被率	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	+0.1ポイント
街路樹低木	面積	29ha	36ha	38ha	38ha	+9ha
	緑被率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	±0.0ポイント
芝地	面積	540ha	563ha	712ha	719ha	+179ha
	緑被率	1.6%	1.7%	2.2%	2.2%	+0.6ポイント
草地	面積	1,869ha	1,761ha	1,414ha	1,392ha	-477ha
	緑被率	5.7%	5.4%	4.3%	4.3%	-1.4ポイント
水田	面積	1,008ha	838ha	698ha	657ha	-351ha
	緑被率	3.1%	2.5%	2.1%	2.0%	-1.1ポイント
畑	面積	1,030ha	788ha	612ha	549ha	-481ha
	緑被率	3.2%	2.4%	1.9%	1.7%	-1.5ポイント
果樹園	面積	123ha	118ha	91ha	84ha	-39ha
	緑被率	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	-0.2ポイント
その他農地	面積	71ha	41ha	33ha	30ha	-41ha
	緑被率	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1ポイント
河川	面積	833ha	815ha	799ha	821ha	-12ha
	緑被率	2.5%	2.5%	2.4%	2.5%	-0.0ポイント
ため池	面積	172ha	147ha	161ha	150ha	-22ha
	緑被率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	-0.0ポイント
計	面積	9,731ha	8,957ha	8,272ha	8,088ha	-1643ha
	緑被率	29.8%	27.4%	25.3%	24.8%	-5.0ポイント

市域における公有地・民有地別緑被地面積の推移

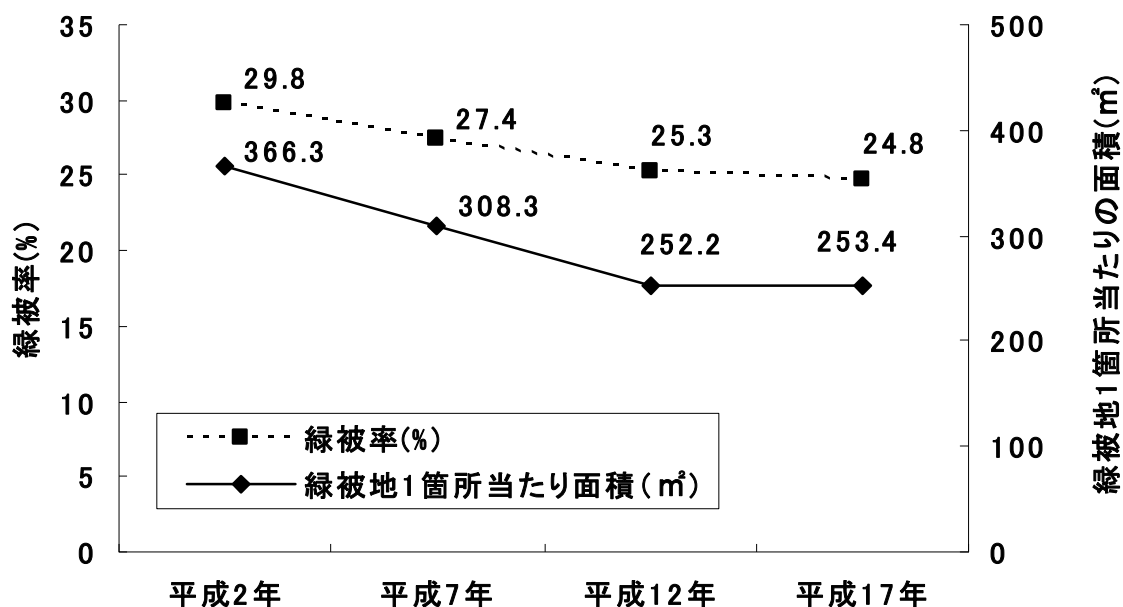


※土地利用区分が宗教用地、文化用地の緑被地は民有地に計上している。

民有地における土地利用別の緑被地面積・緑被率の推移

地区区分	平成2年			平成17年			平成2年→平成17年	
	区分面積 (ha)	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)	地区区分 (ha)	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)
住居系	8,225.29	1,372.94	16.7	9,683.26	1,393.03	14.4	20.09	▲ 2.3
商業系	1,488.30	52.24	3.5	3,700.91	230.20	6.2	177.96	2.7
工業系	3,188.18	235.57	7.4	1,696.96	107.24	6.3	▲ 128.33	▲ 1.1
未利用地	8,581.77	4,764.53	55.5	6,798.54	3,523.13	51.8	▲ 1,241.40	▲ 3.7
計	21,483.54	6,425.28	29.9	21,879.67	5,253.60	24.0	▲ 1,171.68	▲ 5.9

まとめりある緑被地の減少



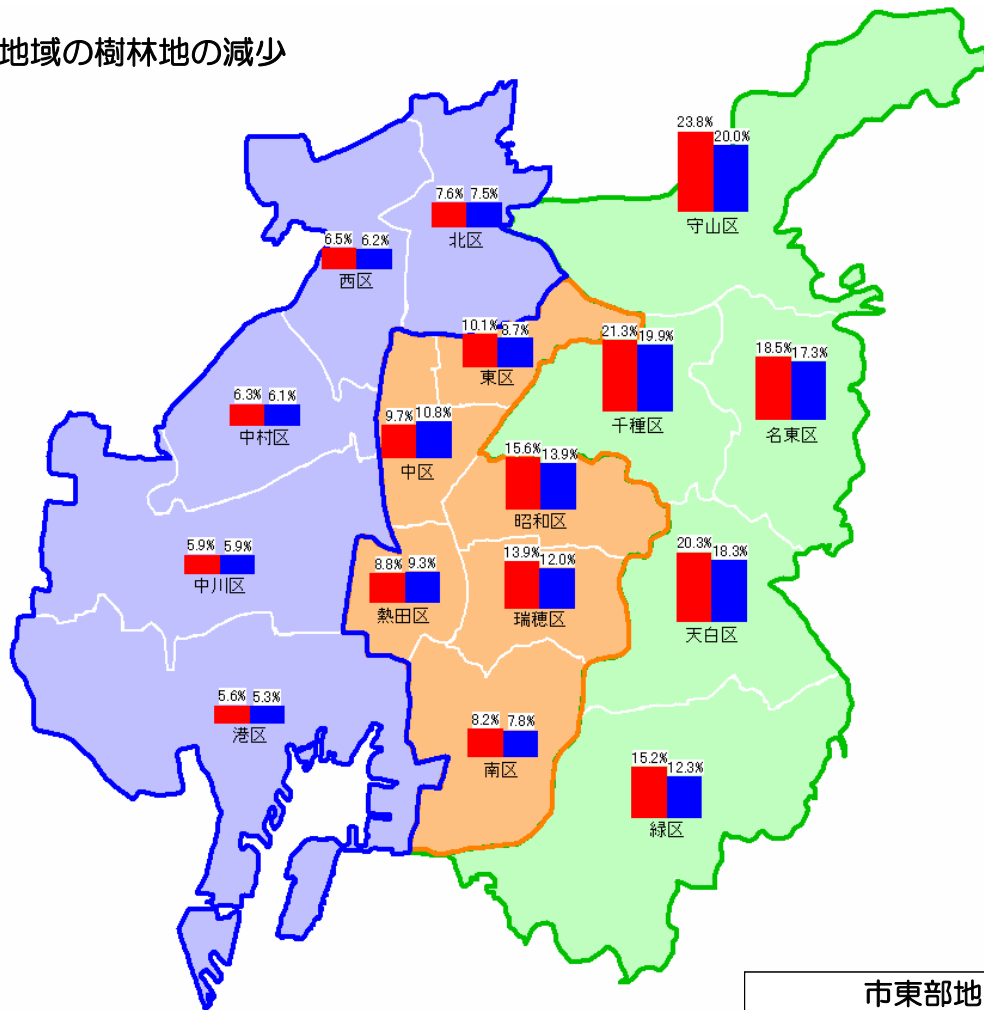
まとめり度ランク	H2				H17				H2→H17	
	面積 (ha)	面積累積 頻度 (%)	箇所数 (箇所)	箇所累積 頻度 (%)	面積 (ha)	面積累積 頻度 (%)	箇所数 (箇所)	箇所累積 頻度 (%)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)
100㎡未満	680.37	16.7	211,581	82.0	668.67	18.1	251,932	85.2	▲ 11.70	40,351
100～200㎡未満	336.57	24.9	23,558	91.1	321.98	26.9	23,085	93.0	▲ 14.59	▲ 473
200～300㎡未満	204.06	29.9	8,331	94.4	193.58	32.1	7,948	95.7	▲ 10.48	▲ 383
300～400㎡未満	144.93	33.4	4,193	96.0	131.62	35.7	3,812	97.0	▲ 13.31	▲ 381
400～500㎡未満	112.44	36.2	2,346	96.9	95.02	38.3	2,132	97.7	▲ 17.42	▲ 214
500～1000㎡未満	303.97	43.6	4,432	98.6	264.46	45.5	3,871	99.0	▲ 39.51	▲ 561
1000～3000㎡未満	389.99	53.2	2,546	99.6	339.23	54.7	2,122	99.7	▲ 50.76	▲ 424
3000～5000㎡未満	148.88	56.8	417	99.8	126.09	58.1	331	99.8	▲ 22.79	▲ 86
5000～10000㎡未満	221.08	62.2	319	99.9	163.01	62.5	238	99.9	▲ 58.07	▲ 81
10000㎡以上	1,542.10	100.0	282	100.0	1,382.43	100.0	241	100.0	▲ 159.67	▲ 41
合計	4,084.39		258,005		3,686.11		295,712		▲ 398.28	37,707

参考 生物多様性を支える樹林地の最小規模

最小規模面積	果たしている役割
50ha	純粋に森林性の鳥類が生息できる
20ha	鳥類・哺乳類・両生類の生息環境としての都市林の適正最小規模
10ha	地形的まとめり(尾根～谷戸)を考慮した場合の孤立樹林の最小保全面積
5ha	鳥類・哺乳類・両生類の生息環境としてのアイランド状都市林の最小規模
2ha	林内性鳥類が出現し始める規模
1ha	林内性の節足動物相・好適湿性植物種が維持できる最小規模
0.4ha	孤立樹林内の植物種数の急激な減少を避けるための最小規模
	生息している鳥類種数が急激に増加し始める規模
0.1ha	孤立樹林の植生種組成の特徴を失わないための最小規模

出典：エコパーク（ソフトサイエンス社）

市東部地域の樹林地の減少



市東部地域
■ H2 樹林地率19.6%
■ H17 樹林地率17.1%

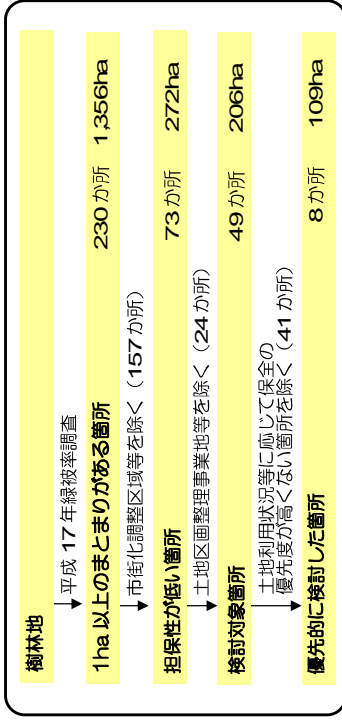
地域区分及び行政区	平成2年			平成17年			平成2年→平成17年	
	樹林地		緑被率 (%)	樹林地		緑被率 (%)	樹林地	
	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)		緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)		緑被地面積 (ha)	増減率 (ポイント)
西部地域	北区	133.15	7.6	131.91	7.5	▲ 1.24	▲ 0.1	
	西区	116.86	6.5	111.52	6.2	▲ 5.34	▲ 0.3	
	中村区	102.49	6.3	98.77	6.1	▲ 3.72	▲ 0.2	
	中川区	189.23	5.9	188.68	5.9	▲ 0.55	▲ 0.0	
	港区	254.82	5.6	243.22	5.3	▲ 11.60	▲ 0.3	
	計	796.55	6.2	774.11	6.0	▲ 22.44	▲ 0.2	
中央部地域	東区	77.67	10.1	67.38	8.7	▲ 10.29	▲ 1.4	
	中区	90.36	9.7	100.77	10.8	▲ 10.41	▲ 1.1	
	昭和区	169.99	15.6	152.26	13.9	▲ 17.73	▲ 1.7	
	熱田区	71.77	8.8	75.92	9.3	▲ 4.15	▲ 0.5	
	瑞穂区	155.74	13.9	134.59	12.0	▲ 21.15	▲ 1.9	
	南区	151.88	8.2	144.11	7.8	▲ 7.77	▲ 0.4	
	計	717.41	10.9	675.03	10.2	▲ 42.38	▲ 0.6	
東部地域	千種区	387.69	21.3	362.14	19.9	▲ 25.55	▲ 1.4	
	守山区	811.35	23.8	679.10	20.0	▲ 132.25	▲ 3.8	
	名東区	359.22	18.5	335.04	17.3	▲ 24.18	▲ 1.2	
	天白区	437.75	20.3	395.98	18.3	▲ 41.77	▲ 2.0	
	緑区	574.43	15.2	464.71	12.3	▲ 109.72	▲ 2.9	
	計	2,570.44	19.6	2,236.97	17.1	▲ 333.47	▲ 2.5	
合計	4,084.39	12.5	3,686.11	11.3	▲ 398.28	▲ 1.2		

平成2年の市域面積：32,637ha 平成17年の市域面積：32,645ha

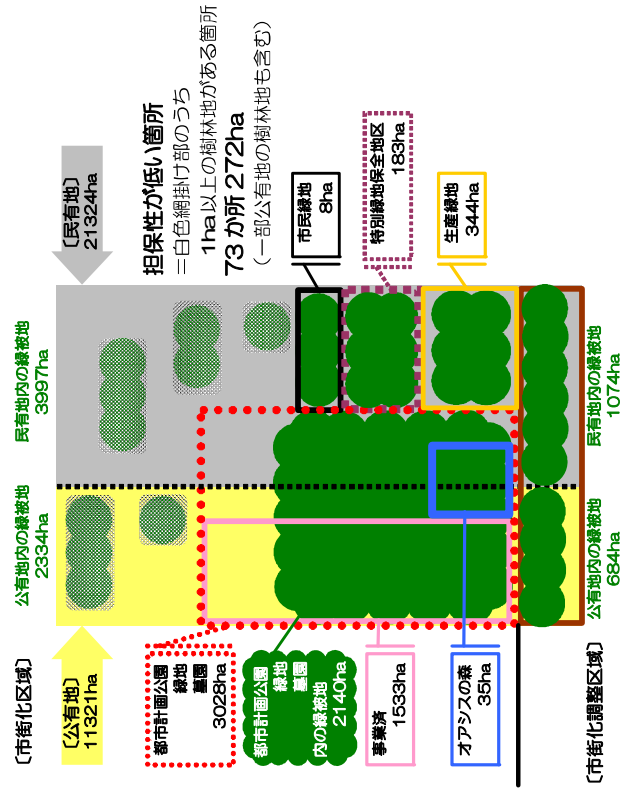
2. 保全すべき樹林地

2-1. 保全すべき樹林地 (1ha 以上)

保全すべき樹林地の抽出手順



(1) 現況の緑被地と緑地保全制度



※緑被地の面積は平成17年の緑被率調査による
 ※緑被地＝樹林地、芝・草地、農地、水面のこと

(2) 緑地保全制度適用を検討する樹林地の抽出

検討対象	49か所 (205.62ha)	24か所 (66.79ha)
公共公益施設	20か所 (56.65ha)	15か所 (42.37ha)
その他	23か所	6か所 (18.72ha)
個人宅	6か所 (10.71ha)	3か所 (5.70ha)

土地区画整理事業地等 検討対象から除外するもの	24か所 (66.79ha)
土地区画整理事業地中の箇所	15か所 (42.37ha)
消失：平成17年以降に消失した箇所	6か所 (18.72ha)
創出：工場の緑化などにより創出された箇所	3か所 (5.70ha)

【今回の検討地域】 ○金沢学院 (4.78ha：まとまりが大きかったため優先的に検討) ○西向山 (1.07ha：特別緑地保全地区指定要件2号に該当する可能性が高いため優先的に検討) 【その他】 18か所 (50.8ha)	20か所 (56.65ha)
【今回の検討地域】 ●小幡緑地北側樹原 (71.50ha) ●善壽寺周辺樹原 (7.88ha) ○黒沢台地原 (6.96ha) ○大森北 (2.78ha：まとまりが大きかったため優先的に検討) 【その他】 11か所 (26.27ha)	うち 風致地区内15か所 (115.39ha) 23か所
【今回の検討地域】 ●平針黒石岡辺樹原 (2か所、11.51ha) ○殿山 (2.03ha：まとまりが大きかったため優先的に検討) 【その他】 5か所 (9.33ha)	風致地区外8か所 (22.87ha)
【その他】 6か所 (10.71ha)	6か所 (10.71ha)

※(○)は樹林地の面積

【優先的に検討した箇所】
 ●：10ha以上のまとまりがある箇所（緑地保全地や候補地）
 ○：1～10haのまとまりがある箇所
 ※【その他】に分類される箇所はすべて1～10haの箇所

【樹林地(1ha以上 230箇所)】

凡例

1ha以上の樹林地

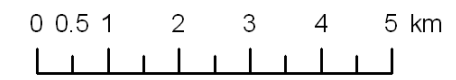
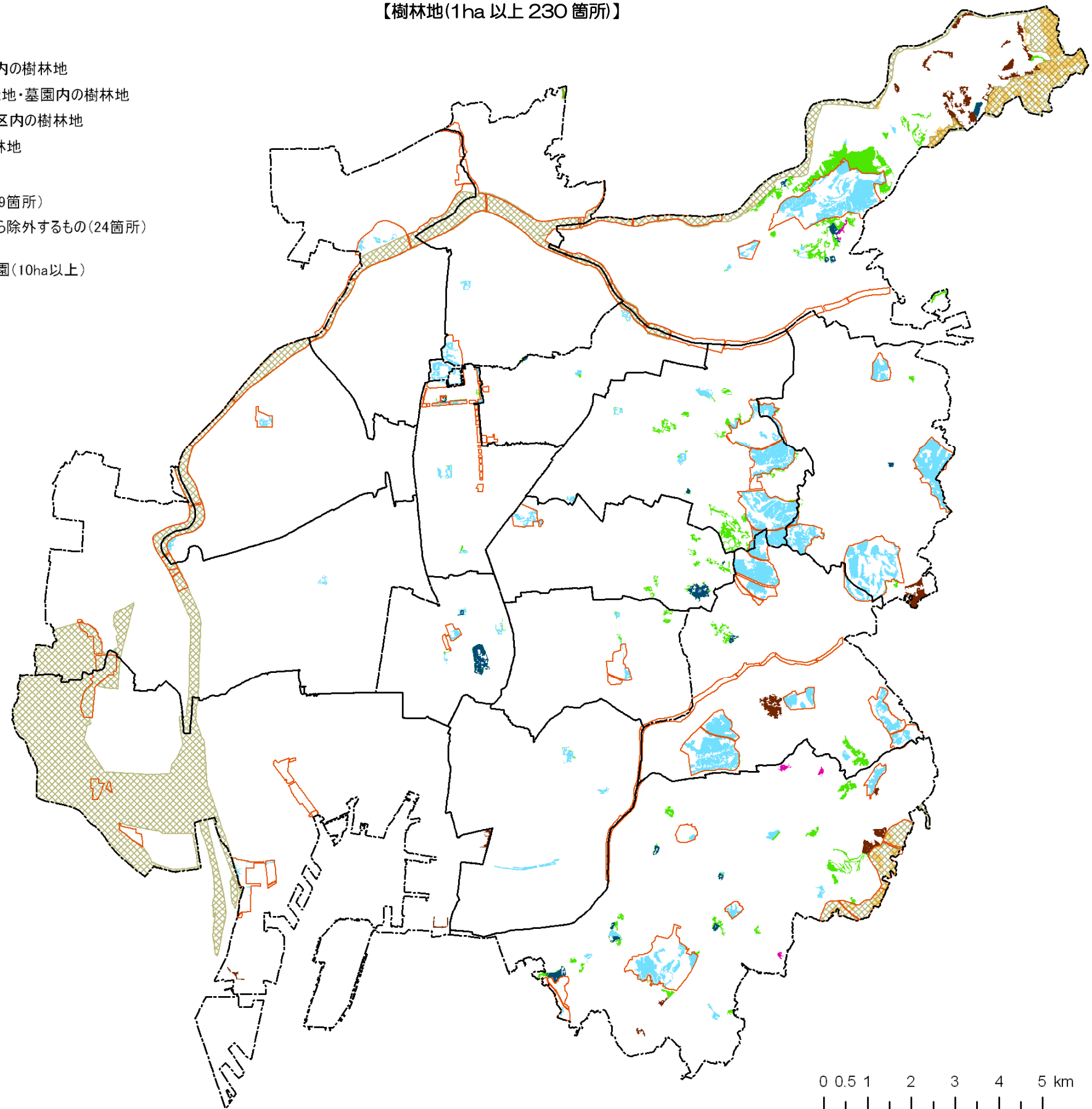
- 市街化調整区域内の樹林地
- 都市計画公園・緑地・墓園内の樹林地
- 特別緑地保全地区内の樹林地
- 市民緑地内の樹林地

上記以外

- 検討対象(49箇所)
- 検討対象から除外するもの(24箇所)

都市計画公園・緑地・墓園(10ha以上)

- 市街化調整区域



【担保性が低い樹林地(1ha以上73箇所)】

凡例

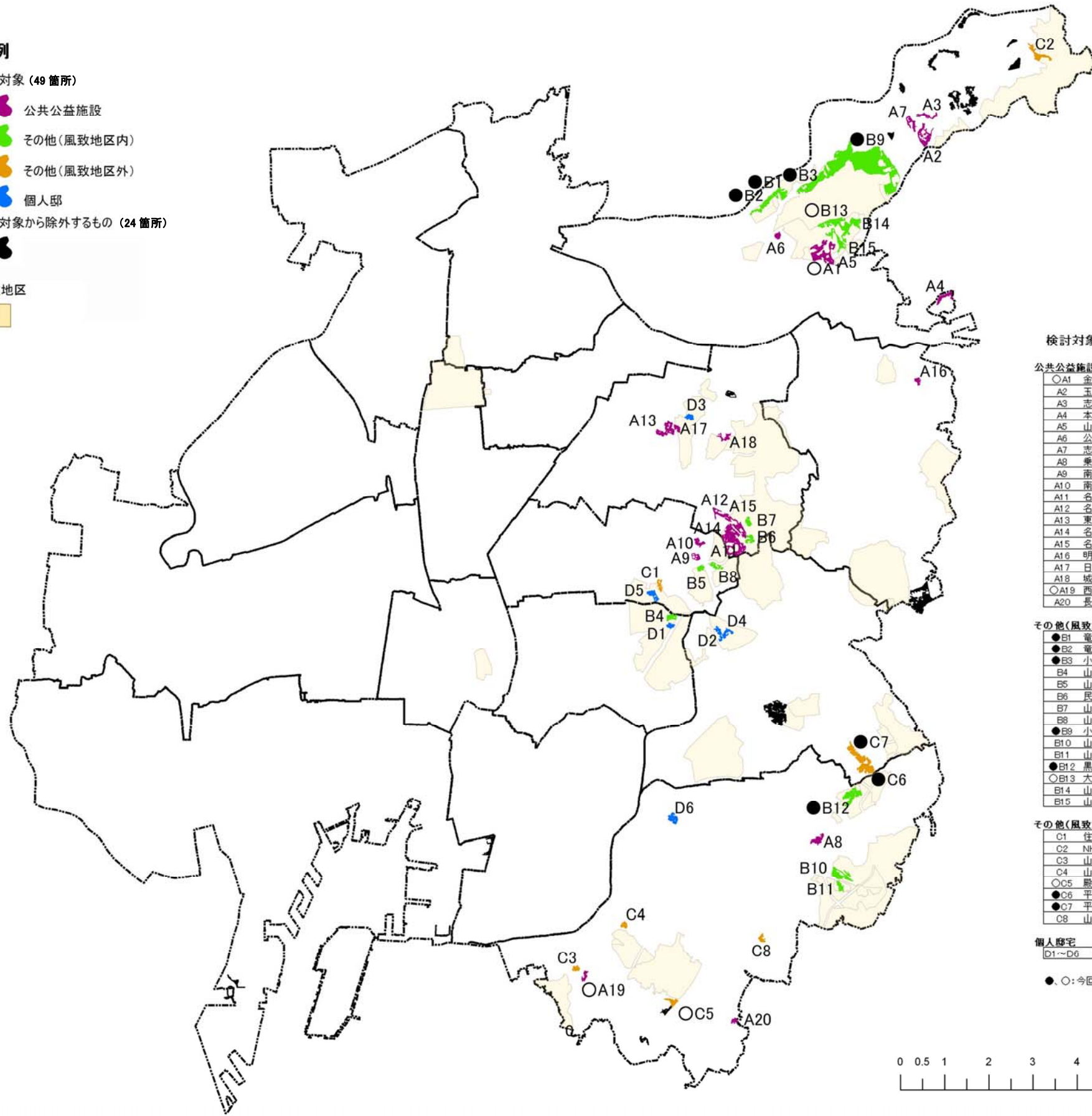
検討対象(49箇所)

-  公共公益施設
-  その他(風致地区内)
-  その他(風致地区外)
-  個人邸

検討対象から除外するもの(24箇所)



風致地区



検討対象一覧(49箇所)

公共公益施設

○A1	金城学院大学
A2	玉野川学園
A3	志段味スポーツランド
A4	本地住宅北側斜面林
A5	山林
A6	公有地(自衛隊)
A7	志段味スポーツランド
A8	東郷公園
A9	南山大学
A10	南山大学
A11	名古屋大学
A12	名古屋大学
A13	東山配水池、陀羅師等の敷地
A14	名古屋大学
A15	名古屋大学
A16	明か丘公園
A17	日泰寺
A18	城山病院
○A19	西向山
A20	長福寺

その他(風致地区内)

●B1	竜泉寺周辺地域
●B2	竜泉寺周辺地域
●B3	小幡緑地北部地区
B4	山林
B5	山林
B6	民間金融機関所有施設
B7	山林
B8	山林
●B9	小幡緑地北部地区
B10	山林
B11	山林
●B12	黒沢台地域
○B13	大森北
B14	山林
B15	山林

その他(風致地区外)

C1	住宅地
C2	NHKランド等
C3	山林(東遊神)
C4	山林
○C5	巖山
●C6	平針黒石周辺地域
●C7	平針黒石周辺地域
C8	山林

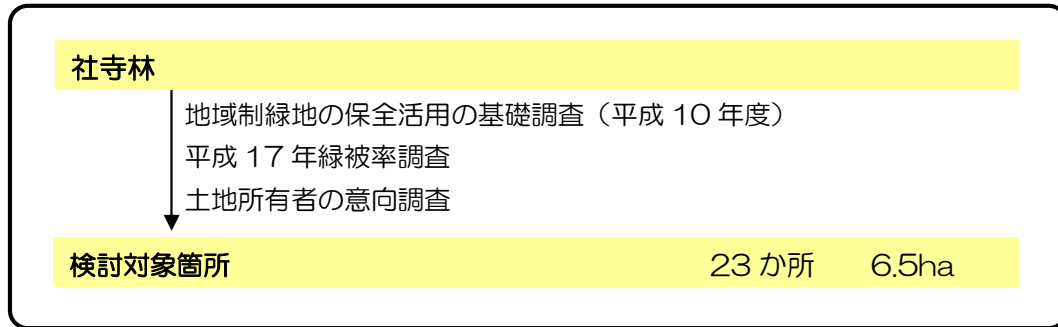
個人邸宅

D1~D6	山林
-------	----

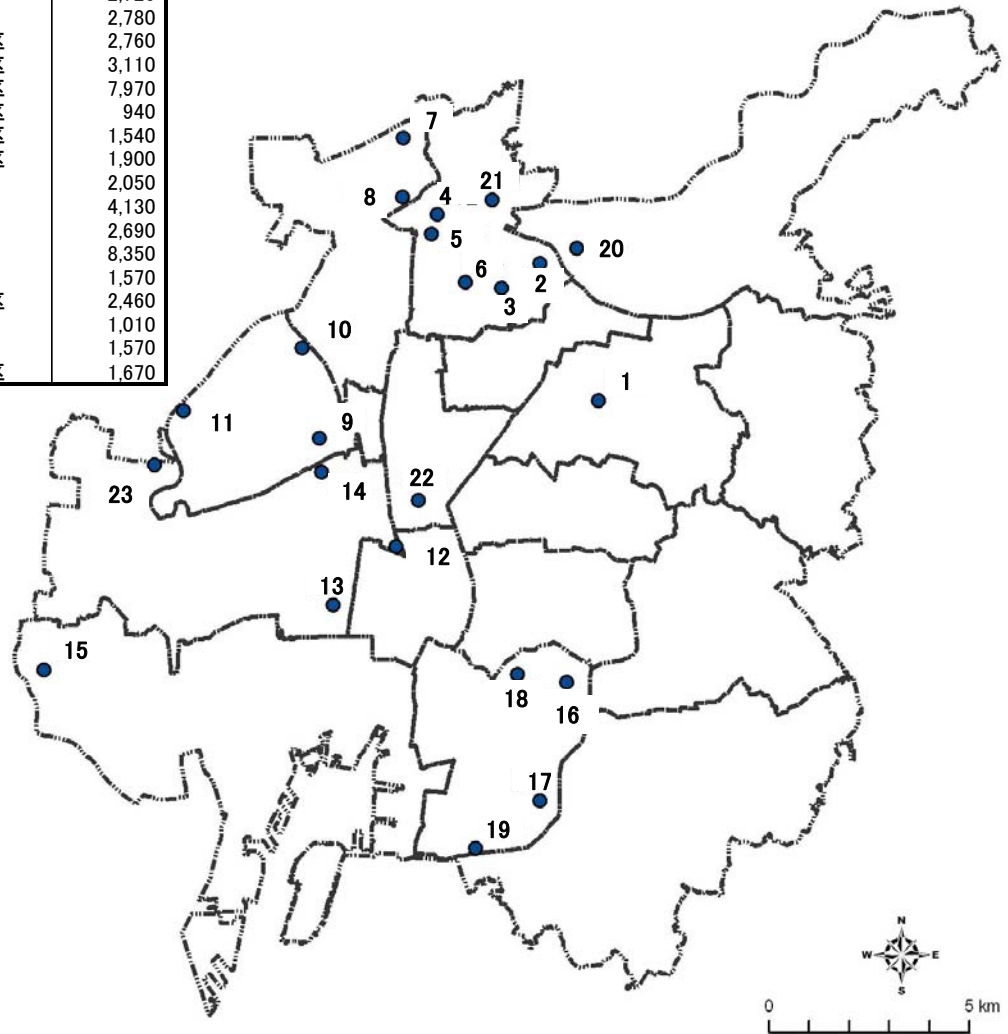
●、○: 今回の検討地域

2-2. 保全すべき樹林地（1ha 未満）

保全すべき樹林地の抽出手順



	地区名	区	面積(m ²)
1	山神社	千種区	1,070
2	六所社	北区	2,170
3	六所社	北区	3,090
4	神明社	北区	3,120
5	六所社	北区	2,440
6	八幡社	北区	4,200
7	六所神社	西区	2,720
8	大乃伎神	西区	2,780
9	熊野社	中村区	2,760
10	六生社	中村区	3,110
11	凌雲寺	中村区	7,970
12	須佐之男	中川区	940
13	八剱社	中川区	1,540
14	神明社	中川区	1,900
15	神明社	港区	2,050
16	八剱社	南区	4,130
17	喚統社	南区	2,690
18	白毫寺	南区	8,350
19	須佐之男	南区	1,570
20	間黒神社	守山区	2,460
21	西八龍社	北区	1,010
22	神明社	中区	1,570
23	八幡社	中川区	1,670



3. 東海丘陵要素植物

東海地方は、他の植物にとって生育に厳しい荒地や湿地環境が長期間・広範囲にわたって維持されたという、特別な場所を作り出しました。そして競合に弱い植物の幾つかが、この場所だからこそ古い時代から生き延びることができ、また、固有種として誕生することができたのです。この特殊性が重視され、主に東海地方の丘陵地の荒地や湿地に見られる植物が、東海丘陵要素植物と呼ばれるようになりました。これらの多くは、世界や日本の中でここでしか見られない貴重な植物たちであり、郷土の宝とすべき植物です。しかしその生育環境は大都市周辺という立地条件などから開発されやすく、多くの種類が絶滅の危機に瀕しています。

出典：「東海丘陵要素植物」特別展（豊田市自然観察の森）

東海丘陵要素植物一覧表

種名	レッドデータブックのランク※			主な分布地域等	
	環境省	愛知県	名古屋市	国内	海外
モンゴリナラ（通称）	外	準	Ⅱ	おそらく日本固有と思われる	
シデコブシ	Ⅱ	Ⅱ	ⅠB	日本固有（東海地方固有）	
ヘビノボラス	外	準	準	日本固有	
マメナシ	ⅠA	ⅠA	ⅠB	東海地方	朝鮮半島、中国大陸、ベトナム
ハナノキ	Ⅱ	ⅠA	外	日本固有（東海地方固有）	
ナガボナツハゼ	Ⅱ	ⅠA	外	日本固有（東海地方固有）	
クロミノニシゴリ	外	外	準	日本固有	
ヒトツバタゴ	Ⅱ	ⅠB	外	東海地方、長崎県対馬	朝鮮半島、中国大陸、台湾
ミカワバイケイソウ	Ⅱ	Ⅱ	外	日本固有（東海地方固有）	
シラタマホシクサ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	日本固有（東海地方固有）	
ウンヌケ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	東海・近畿・四国・九州地方	朝鮮半島、中国大陸、タイ、インド
トウカイコモウセンゴケ	外	外	外	おそらく日本固有と思われる	
ナガバノイシモチソウ	ⅠB	ⅠA	絶滅	紅色花：東海地方 白色花：関東・東海地方、宮崎県	アジア・オセアニア・アフリカの熱帯地域
ミカワシオガマ	ⅠB	ⅠB	外	日本固有（東海地方固有）	
ヒメミミカキグサ	ⅠB	ⅠB	絶滅	東海地方	アジア・オセアニアの熱帯地域

※レッドデータブックのランク（上位ほど絶滅の危険度が高い）

絶滅：「絶滅」、その地域から絶滅したと考えられるもの。

絶滅危惧ⅠA類：「ⅠA」、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧ⅠB類：「ⅠB」、ⅠA類ほどではないが現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

絶滅危惧Ⅱ類：「Ⅱ」、絶滅の危険が増大しているもの。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来ⅠA類、ⅠB類のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧：「準」、存続基盤が脆弱なもの。現時点での絶滅の危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

リスト外：「外」、上記の要件に該当しないもの

4. 緑地保全地域と風致地区における行為の規制又は措置の基準の比較

(斜体は、第1種風致地区と異なる箇所
網掛けは、第1種風致地区と特に異なるポイント)

行為の種類	●定量的基準 ○定性的基準	基準の内容	
		緑地保全地域 (案)	第1種風致地区
建築物の新築、改築、増築	●高さ	10m以下	10m以下
	●建ぺい率	20% ※1	30%
	●壁面後退	—	1.5m
	●平均地盤面の数	—	2
○その他	●緑地率	—	3/10以上
	●保存緑地	6/10以上 ※2	2/10以上
	○保存すべき樹木等	保存樹及び保存樹木の基準相当の樹木と東海丘陵要素植物群の保全を図ること。	—
○その他	○その他	位置が、緑地の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	位置、形態、意匠、色彩が、風致と著しく不調和でないこと。
	○その他	位置、規模が、緑地の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	位置、規模、形態、意匠、色彩が、風致と著しく不調和でないこと。
土地の形質の変更	●切土・盛土の高さ	5m以下	5m以下
	●緑地率	—	3/10以上
	●保存緑地	6/10以上 ※2	2/10以上
	○保存すべき樹木等	保存樹及び保存樹木の基準相当の樹木と東海丘陵要素植物群の保全を図ること。	—
○その他	○その他	・ 鉱物の掘採の方法が露天掘りでなく、かつ緑地の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ・ 建築及び工作物の新築等を行うために必要な最小限度の土地の形質の変更、農地等の開墾、建築物の存する敷地内での土地の形質の変更のいずれかに該当すること。 ・ 湧水の保全を図ること。	変更後の地貌が風致と著しく不調和でないこと。
	○その他	・ 建築及び工作物の新築等を行うために必要な最小限度の土地の形質の変更、農地等の開墾、建築物の存する敷地内での土地の形質の変更のいずれかに該当すること。 ・ 湧水の保全を図ること。	変更後の地貌が風致と著しく不調和でないこと。
木竹の伐採	●皆伐の面積	1ha以下 (伐採後の成林が確実であると認められる場合のみ)	1ha以下 (伐採後の成林が確実であると認められる場合のみ)
	●緑地率	—	3/10以上
	●保存緑地	6/10以上 ※2	2/10以上
	○保存すべき樹木等	保存樹及び保存樹木の基準相当の樹木と東海丘陵要素植物群の保全を図ること。	—
○その他	○その他	択伐、必要最小限の伐採、森林の区域外での伐採に該当すること。	択伐、必要最小限の伐採、森林の区域外での伐採に該当すること。
	○その他	・ 変更後の地貌が緑地の状況と著しく不調和とならないこと。 ・ 湧水の保全を図ること。	・ 変更後の地貌が風致と著しく不調和でないこと。 ・ 木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
水面の埋立て又は干拓	●緑地率	—	3/10以上
	●保存緑地	6/10以上 ※2	2/10以上
	○保存すべき樹木等	保存樹及び保存樹木の基準相当の樹木と東海丘陵要素植物群の保全を図ること。	—
	○その他	・ 変更後の地貌が緑地の状況と著しく不調和とならないこと。 ・ 湧水の保全を図ること。	・ 変更後の地貌が風致と著しく不調和でないこと。 ・ 木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 土石の類の採取	●緑地率	—	3/10以上
	●保存緑地	6/10以上 ※2	2/10以上
	○保存すべき樹木等	保存樹及び保存樹木の基準相当の樹木と東海丘陵要素植物群の保全を図ること。	—
○その他	○その他	緑地の状況と著しく不調和とならないこと。	風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ここで定めた基準を満たさない行為については、必要な助言又は勧告を行うことができるものとする。

※1 指定時にすでに建築物が存する敷地および面積が500㎡未満の敷地においては、この表の建ぺい率の基準は適用しない。

※2 500㎡を超える木竹林があるところで行為を行う場合、周囲から望見できる木竹林を中心に一定割合以上残す必要がありこれを保存緑地という。(保存期間＝風致地区：5年、緑地保全地域：10年)

5.緑地保全制度の比較

制 度	公有地			民有地				
	事業済	オアシスの森	その他（樹林地）	特別緑地 保全地区	緑地保全地域	風致地区	市民緑地	保安林
根拠法令	都市公園法	オアシスの森 づくり実施要綱	-	都市緑地法	都市緑地法	都市計画法	都市緑地法	森林法
目 的	良好な都市環境を形成 するとともに、市民の憩 いの場として公開	都市計画公園・緑地内の樹 林地等を市が無償で借り 受け、早期に市民の憩いの 場として公開	-	都市の歴史的・文化的価値 を有する緑地や、生態系に 配慮したまちづくりのため の動植物の生息、生育地 となる緑地等を保全	地域住民の健全な生活環 境の確保等の視点から比 較的大規模な緑地を適正 に保全	自然的景観を保全し、緑と 調和した低層住宅地を形 成	良好な状態に保存された 樹林地、湧水地等を市が無 償で借り受け保全すると ともに、市民の憩いの場と して公開	土砂の流出の防備、公衆の 保健、名所又は旧跡の風致 の保存
規制内容	-	-	都市計画法第53条による 建築制限 ・階数 二以下で、かつ、 地階を有しないこと ・構造 主要構造部が木 造、鉄骨造、コンクリート 造その他これらに類する構 造	建築等の行為は現状凍結 的に制限	・緑地の保全と調和を図っ たうえで、部分的な土地 利用が可能 ・規制の具体的な基準は緑 地保全計画に基づく	・土地利用において、一定 の緑地の確保が必要 ・緑地率 30または40%以上 ・保存緑地(5年) 20または40%以上	-	木竹の伐採等の行為は現 状凍結的に制限
開発に関する 行為規制方法	-	-	市長の許可	市長の許可	市長への届出	市長の許可	-	都道府県知事の 許可
優遇制度	-	・固定資産税、都市計画税 が非課税 ・年間 30 円/m ² の緑の保 全奨励金を交付	・固定資産税・都市計画税 の評価減（5割）	・固定資産税・都市計画税 の評価減及び減免(条例で は全額) ・報償金の交付 ・相続税の8割評価減	未定	固定資産税・都市計画税の 評価減（5%または3%）	・固定資産税・都市計画税 の非課税 ・相続税の2割評価減（た だし、契約期間が20年以 上の場合）	・固定資産税・都市計画税 の非課税 ・相続税・贈与税の評価減 以上の場合）
本市実績	1377箇所 1532.5ha (県営公園含む)	2地区 (相生山緑地・猪高緑 地) 34.5ha (他に東山公園・荒池緑地で 事業中 約40ha)	土地開発公社資金、 都市開発資金により 先行取得実施	71地区 183.3ha 実態として、ほとんど 神社・仏閣、公有地を指定	-	18地区 3001.8ha 第1種、第2種風致地区 を指定	6緑地 8.4ha 実態として、良好な樹林 地、湿地、湧水地を借地	9箇所(公有地含む) 44.0ha うち6箇所は森林公園内、 2箇所は神社
損失の補償	-	なし	なし	あり	あり	なし	なし	あり
土地の買取	-	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
緑地の 担保性	高	高	中	高	中	低	中	高
行政 コスト	中(維持管理)	中 (維持管理、奨励金、税制優遇) 将来は高 (買取、維持管理)	低 (税の評価減) 将来は高 (買取、維持管理)	高 (買取申し出があった場合) 中 (損失の補償が必要な場合) 低 (報償金、税制優遇)	中 (損失の補償が必要な場合)	低(税の評価減)	中(維持管理、税制優遇)	中 (損失の補償が必要な場合) 低 (税制優遇)

6.特別緑地保全地区の指定状況

区	箇所数	面積 (ha)	地区名
千種	4	15.6	城山八幡、見附、丸山神明社、平和公園南部
東	2	2.9	徳川園、木ヶ崎長母寺
北	2	1.0	片山、福德八龍社
西	2	0.8	伊奴神社、観音寺
中村	4	1.3	七所社、栄生八幡、日比津白山社、稲葉地神明社
中	4	35.8	名古屋城、闇之森八幡、愛知県護国神社、日置神社
昭和	4	14.8	川原、興正寺、八幡山、富士見ヶ丘
瑞穂	6	2.0	田光八幡、無明洞、山神社、御劔八劔、東栄八幡社、本願寺八幡社
熱田	4	22.8	熱田神宮、高蔵、白鳥、断夫山
中川	5	1.7	長良八劔、篠原八幡、宝珠院、国玉神社八劔社、前田白山社
港	1	0.5	築地神社
南	6	4.9	熊野三社、呼続、桜田八幡、七所神社、星宮社、桜神明社
守山	9	22.1	竜泉寺、大森、喜多山、松蔭庵、八竜、森孝八劔、守山白山神社、 瀬古高傘神社、安田池
緑	9	26.5	米塚、鷺津、火上山、桶狭間、熊野、成海神社、諏訪社、丸根砦、 諏訪山諏訪社
名東	3	10.0	貴船社、猪子石神明社、平和が丘
天白	6	20.6	御幸山、針名神社、秋葉山、島田神社、野並八劔社、東山公園天白溪湿地
計	71	183.3	